

政府は、年金積立金を運用する「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が保有する株式や債券の銘柄などの情報を、一定期間後に開示する方針を決めた。

運用は信託銀行などに委託しているが、情報公開には恣意的な運用への懸念などを払拭する狙いがある。政府は今国会に関連法の改正案を提出し、2017年度中にも開示する内容を詳細に定めた厚労省令の改正を行う考えだ。

政府は、GPIF法改正案に「GPIFは厚労省令で定まる事項を記載した書類を作成し、公表しなければならない」との規定を新設する方針だ。今国会には同法改正案を含めた関連法改正案を一括して提出する予定だ。

関連法改正案が成立すれば、厚労省令に、GPIFに個別の株式・債券の売買や時価総額などの情報公開を義務付ける記述を追加する。

GPIFの運用方針を決める経営委員会の議事録も公開の対象とする方向だ。公開する内容や時期、具体的な公開方法については、厚労相の諮問機関「社会保障審議会」の年金部会での議論を踏まえて最終決定する。（2016/03/08 読売新聞から）